

当法人へのご寄付は、寄付金控除を受けられます

個人の方

従来の総所得金額の合計額からの控除（所得控除）と、寄付金特別控除（税額控除）のいずれか有利な方を選んでいただくことができます。

所得控除の場合 <所得が減額されます>

寄付金の合計額（注1）から2,000円を差し引いた金額を、寄付をした方のその年分の総所得金額の合計額から控除することができます。

税額控除の場合 <税金そのものが減額されます>

寄付金の合計額（注1）から2,000円を差し引いた金額の40%（注2）を、寄付をした方のその年分の所得税額から控除することができます。

注1：寄付金の合計額が総所得金額の40%を超える場合、総所得金額の40%が上限

注2：控除する金額がその年分の所得税額の25%を超える場合、所得税額の25%が上限

寄付金控除を受けるためには確定申告が必要です。申告時、当法人からの領収書を申告書に添付下さい。領収書はご依頼の方にのみお送り致しますので必要な方はご連絡ください。ご郵送致します。

法人の方

* 社会福祉法人は特定公益増進法人に該当し、一般寄付金とは別枠で損金算入が認められる特典が設けられています。

* 損金算入限度額 { (期末の資本金等の額×3, 75/1,000) + (当期の所得金額×6, 25/100) } × 1/2

* 損金算入を受けるためには当法人が発行した寄付金受領証明書（領収書）が必要となります。

ご案内はこちらのHPをご参照ください

厚生労働省リンク

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html

国税庁リンク

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>